

障害者の移動支援施策再構築について

1 趣旨

施策の拡充とコスト削減の仕組みを組み合わせ、安定的かつ利便性の高い制度を構築するという考え方及び個別事業の見直しの方向性について4月19日開催の本委員会でご報告し、さらに、5月16日開催の本委員会において市民意見募集実施案についてご報告してまいりました。本日は、市民意見募集を開始しておりますことをご報告させていただきますとともに、障害者の移動支援施策再構築の今後のスケジュール想定案についてご説明させていただきます。

2 市民意見募集について

(1) 実施期間

平成24年6月11日～8月17日 【約2か月間】

(2) 実施方法

- ①公共施設等に意見募集用紙を設置し、広く市民意見を募ります。
- ②障害者手帳所持者（約14万人）の中から1万人を抽出し、ダイレクトメールにより意見を募ります。
- ③市内5か所で、障害者の移動支援施策再構築の考え方と見直しの方向性についての説明会を開催し、意見を募ります。（別添チラシ）
- ④当事者・家族団体、支援者・機関に対する説明を実施し、意見を募ります。

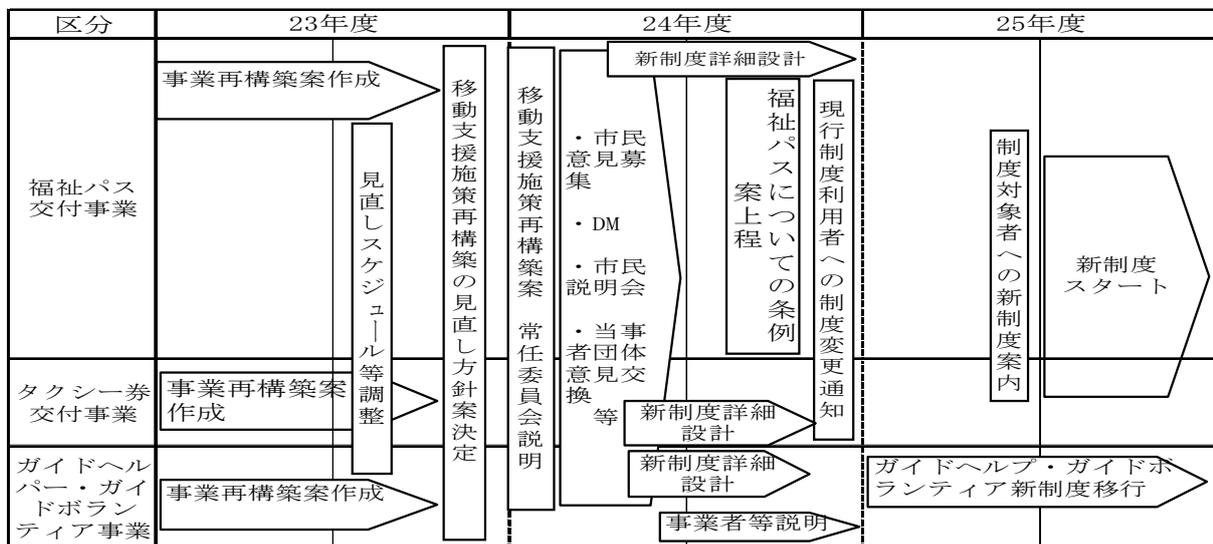
(3) 市民意見募集内容について

別添、市民意見募集リーフレットのとおりに

(4) 意見募集の結果報告について

市民意見募集終了後、お寄せいただいたご意見の結果については、本委員会で報告したうえで本市ホームページなどで公表してまいります。

3 障害者の移動支援施策再構築スケジュール（想定）



【参考資料】

健康福祉・病院経営委員会
平成24年4月19日
健康福祉局

障害者の移動支援施策再構築について

1 趣旨

平成21年度に策定した「横浜市障害者プラン（第2期）」の中で、「将来にわたるあんしん施策」をまとめ、「移動支援施策の再構築」を重点課題として位置づけました（※）。

その後、「横浜市障害者施策推進協議会」の下部組織として外部委員からなる「移動支援施策再構築プロジェクト」を設置し、平成21・22年度の2か年にわたり議論を重ねてまいりました。また、福祉パス・タクシー券の利用者アンケート調査等を通して、既存の移動支援施策の検証、移動支援施策のあり方、見直しの方向性を中心に検討を進めてきたところです。

平成23年度には、「横浜市障害者施策推進協議会」及びその下部組織である「施策検討部会」で移動支援施策再構築の方向性について議論してまいりました。本日は、これまでの議論の中で見えてきた方向性を踏まえた、障害者の移動支援施策見直しの考え方についてご説明します。

（※）プラン策定の過程で実施したニーズ把握調査で、「普段困っていること」として「外出が困難」との意見が第1位

2 再構築の基本的な考え方

障害者の移動支援施策について、各事業の「サービスの拡充」と「コスト削減」の仕組みを導入し、再構築を行います。これは、移動支援施策全体を、必要な方に必要なサービスが届くよう施策の充実を図る一方で、市費負担増の抑制策を講じ、安定的な制度の構築を目指すものです。

見直しにあたって、次の3つの視点に基づき、検討を進めてまいりました。

1、既存の移動支援施策全体の見直し・転換により施策の充実を図る	現行の福祉パス・タクシー券等の給付系施策と、ガイドヘルパー等の人による支援施策を総合的に見直し、必要な人へ必要な支援が届くような施策に転換する。 【例】 <ul style="list-style-type: none">・福祉パスを真に必要とされる方にだけ、適切に交付する仕組みを検討・ガイドヘルパーとガイドボランティアの利用範囲の検討・制度改正・移動に関する相談充実により安心感を高める（移動情報センター）、など
2、既存の移動支援施策の対象とならない方を認識し、新たな対象への新規施策を検討する	現行制度の利用実態把握調査結果や団体要望、市民意見などを通じて、「公共交通機関を利用できない・利用しにくい」対象者や支援を必要としながら現行制度の対象とならない方を把握し、新規施策を検討する。 【例】 <ul style="list-style-type: none">・福祉パス・タクシー券の対象者の拡大・社会資源（ボランティア、福祉車両等）増加策の検討・ガイドヘルパー制度拡大・移動版ジョブコーチの検討、など
3、移動支援施策全体として市費負担増を抑制し、持続可能な安定的な制度を構築する	現行制度の見直し後も安心して利用できる持続可能で安定的な制度設計を図る。 【例】 <ul style="list-style-type: none">・福祉パス市費負担金の見直しと利用者負担金の導入等・ガイドヘルパー拡大時の適正な利用者負担金導入・福祉パス・タクシー券の交付要件検討（手帳取得時の年齢による交付制限）、など

3 課題および見直しの方向性

(1) 【福祉パスの課題と見直し案】

課題		見直し案
1	【扶助費の増加】 ・事業費が毎年約1億円ずつ増大している。 ・対象者の増加傾向（特に精神障害）に伴い、今後も事業費（事業者への負担金）の増加が見込まれる。	【事業者負担金算定の見直し（H24. 4～）】 ・障害者手帳を用いれば、普通乗車運賃に障害者割引（5割引）が適用される。現行の負担金算定方法に、障害者割引が適用されていないことから、それを反映する。ただし、激変緩和措置として、負担金を段階的に減額する。 【利用者負担金の導入（H25. 10～）】 ・適正な交付の観点から、利用者負担金を導入する（一律定額、年額3,200円）。 ・交付方法を自動更新による郵送から、窓口交付とする。 【交付対象の拡大（H25. 10～）】（4,500人増） ・愛の手帳B2へ対象者を拡大する。
2	【交付の適正化】 ・実際に福祉パスを利用しない場合も、交付枚数として事業費（事業者への負担金）へ反映される。真に必要な方にだけ交付する方法が必要である。	
3	【交付対象要件の整合】 ・愛の手帳B2について、福祉パス交付対象「外」であるが、精神障害者手帳は3級まで交付している。 ・他の政令指定都市では、B2を交付対象としている。	

(2) 【福祉タクシー券の課題と見直し案】

課題		見直し案
1	【利用のしづらさ】 ・平成22年度から月ごとの利用制限をかけたことについて、改善要望が多い。 ※交付枚数に対する利用実績の低迷原因把握のため、22・23年度に使用済みタクシー券から利用実態分析（定量調査）およびタクシー券交付者の約1割2,000人を対象としたアンケート調査（定性調査）実施。 アンケート結果からも月ごとの利用枚数制限見直し要望が多く出されている。	【利用制限緩和】 ・月ごとの利用制限について見直しを検討する。
2	【交付対象要件の整合】 ・平成17年4月から、あらたに65歳を過ぎて手帳要件の等級を満たす身体障害者手帳が交付された方は対象外としているが、それ以前に取得した方が経過措置として交付されており（約3,000人）、同一年齢で同一の障害等級でありながらタクシー券の交付対象となる方と対象外の方が発生している。 ・「在宅」要件があるため、施設入所者が対象外となっている。 ・身体障害者手帳、愛の手帳を交付対象としている一方で精神障害者手帳は対象外となっている。	【交付対象要件見直し】 ・手帳取得時の年齢による経過措置の見直し検討 ・在宅要件の緩和検討 ・精神障害者手帳所持者への対象拡大検討
3	【制度の活用困難者への対応】 利用実態把握調査から、タクシー券交付者のうち約4割の方はまったく利用していない実態がある。	【新施策検討】 ・公共交通機関を利用することが難しい方への方策を検討

(3) 【ガイドヘルプサービス、ガイドボランティア、障害児通学支援の課題と見直し案】

課 題	
【公的福祉制度の範囲】 ・公的福祉制度とボランティア活動の役割があいまいである。	【公的福祉制度（ガイドヘルプ）範囲の適正化】 ・支給決定時間の範囲で、買物・社会参加・通学・通所等すべての外出に利用できる移動支援サービスとして見直し（H25.4～） ・移動支援専門員（仮称）による本人の自立支援の仕組み創設。提供資格の強化と支援目標の設定 ・新制度に合わせた報酬体系の見直し（H25.4～） ・支給決定基準時間を超える申請等に対する支給決定基準づくりと審査制度の創設（H24年度試行）
【本人の自立支援の仕組み】 ・自力で外出するための訓練など本人のエンパワメントを高める仕組みがない。	
【制度の重複】 ・対象者が同じであるのに、サービス提供者の資格・利用範囲が異なる。一方で、サービス提供者の資格に差異があるのに同じサービス内容がある。	
【人材不足】 ・ヘルパー資格者、ボランティアとも人材確保、育成が進んでいない。	
	【ボランティア活動の推進】 ・公的福祉制度を補う地域活動として、地域人材による外出支援を気軽に利用できるボランティア活動へ拡大（H25.4～） ・奨励金の見直し（H25.4～） ・障害児通学支援事業をガイドボランティア活動の一形態として位置づけ（H25.4～）
	【人材確保・育成】 ・ガイドヘルパーのスキルアップ研修、移動支援専門員（仮称）の養成研修等（H23年度から一部実施） ・ガイドヘルパー養成研修受講料助成（H22年度から実施） ・ガイドボランティア研修会等、ボランティア活動のきっかけづくり（H22年度から拡大実施） ・移動情報センター活動を通じた地域ごとの人材づくり（H23年度から実施）

4 見直しに向けたスケジュール（案）

24年6～8月 障害者の移動支援施策再構築について市民意見募集及び説明会実施

12月 障害のある方の福祉特別乗車券（福祉パス）について、利用者負担金を徴収するために必要な条例案の上程

25年4月 ガイドヘルプ事業等新制度移行

10月 障害要件分の福祉特別乗車券への利用者負担金導入、対象者の拡大等実施

【参考資料】

1 事業概要

	福祉パス交付事業	タクシー券交付事業
目的	障害ゆえに外出しにくい点に配慮し、障害者の社会参加の促進を図る	在宅重度障害者に対してタクシー料金の一部を助成することで外出機会を確保し、社会参加を促進する。
対象者	70歳未満の障害者手帳所持者等 ・身体障害者手帳（1～4級） ・愛の手帳（知的）（A1～B1） ・精神障害者手帳（1～3級）など ※福祉パスとタクシー券は併給できません。	下記のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳1・2級（内部・視覚・下肢・体幹） ・愛の手帳（知的）A1・A2 他 ※ただし、平成17年4月以降に65歳以上で対象となる身体障害者手帳の交付を受けた方は対象になりません。
更新方法	区役所から各対象者へ郵送（自動更新）	区役所から各対象者へ郵送（自動更新）
交付者数（H22）	50,235人 ・身体、知的：32,714人 ・精神：16,969人 ・戦傷、被爆：552人	22,332人 ・身体：20,391人 ・知的：1,922人 ・重複（身体3級+愛の手帳B1）：19人
事業費（H23予算）	2,717,214千円	296,391千円
利用者負担	なし	なし

	ガイドヘルプサービス	ガイドボランティア	障害児通学支援
目的	単独で外出が困難な障害者に対して外出時の支援を行い自立と社会参加を促進する。	単独で外出が困難な障害者に対して外出時の支援を行い自立と社会参加を促進する。	特別支援校等への通学路にて案内・誘導・見守りを行い、通学の安全を確保する。
利用範囲例	買物・社会参加・余暇等	通院・買物・通学・通所	通学時の見守り
対象者	①1～2級の視覚障害児・者、全身性障害児・者 *日常必要外出は身障3級以上 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者	①1～2級の視覚障害児・者、全身性障害児・者 ②知的障害児・者 ③精神障害児・者	通学支援員を配置する特別支援学校の児童・生徒
利用者数等（H22）	約7,000人（支給決定者数）	約400人	10校+横浜駅
支援形態	個人又は複数への支援	個人又は複数への支援	集団への見守り支援
事業費（H23予算）	1,472,969千円 （市費456,620千円）	68,682千円 （市費21,292千円）	59,223千円 （市費0千円）
利用者負担	原則1割（非課税世帯無料）	無料	無料
事業実施主体	市に登録をした移動支援事業者（各種法人）378事業者	ボランティア事務取扱団体（NPO法人・当事者団体法人）4団体	契約事業者（NPO法人）1者
サービス提供者の資格	ホームヘルパー、ガイドヘルパー養成研修修了者等	資格なし（18歳以上）	資格なし

【参考資料】

2 これまでの検討状況

(1) 移動支援施策再構築プロジェクトでの検討

ア 検討メンバー構成及び検討実施時期

当事者、家族、障害者関連事業従事者、市社会福祉協議会、福祉有償運送事業者、学識経験者による10人のメンバーで検討。メンバーのうち、当事者は3人、家族が2人。

プロジェクト会議は、平成21、22年度の2か年にわたり全16回開催。

イ プロジェクトからの提案

障害の種別や生活の状況、年齢や中途障害か先天性障害かによる違いによっても、移動支援の必要性や内容は異なります。その中で、すべての障害児・者に共通する課題として、3つの行うべきこと（提案）が挙げられています。

- ① 移動情報の提供と相談を受け止める拠点をつくること。
- ② 移動支援を必要とする障害児・者の本人の力を高める仕組みをつくること。
- ③ 移動支援を担う社会資源の確保と育成を行うこと。

プロジェクトから提案を受けたうえで具体的な仕組みづくり

提案	内容	具体策
①	移動に関する情報を一元的に収集・発信する相談の拠点づくり	・移動情報センターの設置（H23～） 23年度3区（港北区、神奈川区、緑区）で実施。 25年度までに9区で設置【中期4か年計画】
②	本人のニーズに合わせた重層的な仕組みづくり	・自力移動支援の仕組みづくり（ジョブコーチの移動版）【新規検討】 ・ガイヘル、ガイボラ、通学支援事業の整理【新規検討】 ・公共交通機関が利用できない人へ人に対する施策（ユニバーサルデザインタクシー導入促進 H24～） ・福祉有償運送事業等の育成【新規検討】
③	車両や運転手など地域の社会資源を効率的に使う仕組みづくり	・ガイドヘルパー受講料助成（H22～） ・ガイドヘルパースキルアップ研修（H23～） ・ガイドボランティア研修の地域展開（H22～） ・カーシェアリング（エリア巡回車）の検討（H22～）

(2) 昨年度の障害者施策推進協議会及び同施策検討部会での検討経過

ア 第1回施策検討部会（23年6月1日）

《提出資料内容》

- ① 今までの経過と検討内容
 - ・移動支援施策再構築プロジェクトでの議論
 - ・現行の移動支援施策において実施した調査
- ② 平成23年度障害者施策検討部会での検討項目

イ 第2回施策検討部会（23年8月23日）

《提出資料内容》

- ① 移動支援施策再構築の視点
- ② 移動支援施策の現状・課題・今後の方向性
 - ・移動支援施策全体像
 - ・福祉特別乗車券（福祉パス）
 - ・在宅重度障害者福祉タクシー利用料助成事業（福祉タクシー券）
 - ・ガイドヘルパー（移動介護）、ガイドボランティア、障害児通学支援

ウ 第1回施策推進協（23年9月7日）

《提出資料内容》

- ①移動支援施策再構築の視点
- ②移動支援施策の現状・課題・今後の方向性
 - ・移動支援施策全体像
 - ・福祉特別乗車券（福祉パス）
 - ・在宅重度障害者福祉タクシー利用料助成事業（福祉タクシー券）
 - ・ガイドヘルパー（移動介護）、ガイドボランティア、障害児通学支援

エ 第3回施策検討部会（23年11月30日）

《提出資料内容》

- ①ガイドヘルプサービス、ガイドボランティア、障害児通学支援の見直しの方向性について
 - ・見直しの考え方
 - ・事業概要
 - ・事業の課題及び見直し案

オ 第4回施策検討部会（24年2月22日）

《提出資料内容》

- ①移動支援施策再構築に関する議論の経過
- ②移動支援施策再構築にあたっての視点
- ③移動支援施策の現状と課題
- ④個別事業の実態把握調査状況と今後の事業見直しの方向性
 - ・実態把握調査等実施状況
 - ・福祉パス見直しの方向性
 - ・福祉タクシー券見直しの方向性
 - ・ガイドヘルプサービス、ガイドボランティア、障害児通学支援見直しの方向性
- ⑤移動支援施策再構築（主な事業）の方向性

カ 第2回施策推進協（24年3月10日）

《提出資料内容》

- ①移動支援施策再構築に関する議論の経過
- ②移動支援施策再構築にあたっての視点
- ③移動支援施策の現状と課題
- ④個別事業の実態把握調査状況と今後の事業見直しの方向性
 - ・実態把握調査等実施状況
 - ・福祉パス見直しの方向性
 - ・福祉タクシー券見直しの方向性
 - ・ガイドヘルプサービス、ガイドボランティア、障害児通学支援見直しの方向性
- ⑤移動支援施策再構築（主な事業）の方向性

(3) 見直しの方向性検討にあたっての各事業実態把握調査等実施状況

ア 福祉パス利用者アンケート調査（22年3月～5月）

- ・平成22年2月末時点の交付者全員(47,582人)を対象として実施。回答率54.3%(25,818人)
- ・回答者の約1割が福祉パスを「利用していない」と回答。
- ・福祉パスを利用していない人の代替手段
- ・「自家用車」12.7%、「福祉パス利用対象外の公共交通機関」7.6%、「タクシー」5.1%

イ 福祉パス利用者意向調査（22年12月～23年1月）

- ・アンケート実施結果から、真に必要とする方に交付する（交付適正化）ことが最優先課題と判断。
- ・23年度更新にあたり意向確認調査を行い、交付希望と回答された方のみに福祉パスを交付。
- ・意向確認の結果、約9割の方から引続き福祉パス交付希望との意思表示があった。

ウ 福祉タクシー券利用実態定量調査（23年2月～3月）

- ・使用済みタクシー券(6.8.10月使用分 約16万枚)から障害区分別の利用状況などを分析。

- ・腎臓機能障害1級の方の利用率が約6割の一方で体幹1級の方が約3割など、ばらつきがある。
- ・3ヶ月の月別利用状況については明確な差が見られなかった。
- ・福祉タクシー券受給者のうち約4割の方が使用していない状況がみられた。

エ 福祉タクシー券利用者アンケート調査 (23年5月)

- ・福祉タクシー券受給者の約1割の2,000人にアンケート郵送。回収数1,365人。回収率68.25%
- ・利用していないという回答が21.8%
- ・自由意見欄記入者は690人(回答者の約半数が自由意見欄記入)
- ・自由意見欄の内容について、タクシー券を利用していると回答した方(533人)からの意見・要望として「月利用制限撤廃」が43.9%で最多。一方、タクシー券を利用していないと回答した方(157人)からの意見・要望として「ガソリン代・他の形で支援希望」が32.5%で最多。

オ 福祉バス利用実態調査 (23年10月21・23日)

- ・福祉バス事業費において、交通事業者への本市負担金積算基礎となる福祉バスによる乗車回数を推計するため実施。単年度ではなく今後数年間継続的に実施することにより精度を高めていく(当日の天候や実施時期による変動が想定されるため)。
- ・調査方法は、平日・休日の各1日を選び、当日の市営民営バス全路線全時間帯において、バス乗務員によるカウントにより実施。
- ・今回の実施結果としては、10月21日(金)の延べ利用回数55,560回、10月23日(日)の延べ利用回数33,579回。
※交付人数50,000人として計算すると1人平均で平日1.1回、休日0.7回の利用、月換算約30回乗車という結果となった。

カ ガイドヘルプ・ガイドボランティア利用者等アンケート調査 (23年12月～24年1月)

次の5つの区分でアンケート実施。(結果概要については次頁のとおり)

- ・移動支援(ガイドヘルプ)事業支給決定者 約7,000人のうち358人の方に送付
(回収数:185人 回収率:51.7%)
- ・移動支援(ガイドヘルプ)事業者 380事業者全件送付(回収数:169事業者 回収率:48.3%)
- ・ガイドボランティア利用者 利用者420人のうち243人の方に送付
(回収数:139人 回収率:57.2%)
- ・ガイドボランティア 活動者467人のうち257人の方に送付
(回収数:162人 回収率:63.0%)
- ・ガイドボランティア事務取扱団体 4団体全件送付(回収数:4団体 回収率:100%)

ガイドヘルプ・ガイドボランティアアンケート主な質問項目と回答

	主な質問項目	回 答	
ガイドヘルプ	《利用者》 Q 3 ガイヘルとの外出の主な目的 Q 5 依頼を断られた場合、その理由 Q 6 改善してほしいこと Q 7 外出範囲に加えてほしいこと	《利用者》 A 3 余暇 30.4% 買物 21.2% 散歩 16.0% A 5 人手不足 39.4% 断られたことなし 20.7% 直前依頼 12.7% A 6 範囲拡大 29.9% 事業者・ヘルパーの増 25.3% 基準時間増 20.1% A 7 外出先支援 25.7% 通学・通所 22.8% 宿泊 17.0% 現行のまま 17.0%	
	《事業者》 Q 11 依頼を断った場合、その理由 Q 13 市がすべき対策 Q 14 外出範囲に加えたほうが良いこと Q 15 通学・通所に拡大の場合の対応	《事業者》 A 11 人手不足 32.6% 直前依頼 20.3% 同性介助 10.8% A 13 報酬単価見直し 42.6% 範囲拡大 23.3% ヘルパー募集支援 18.8% A 14 通学・通所 32.0% 外出先支援 29.1% 現行のまま 23.3% A 15 対応したい 32.1% 条件による 32.1% 困難 22.0%	
	ガイドボランティア	《利用者》 Q 3 ガイボラとの外出の主な目的 Q 6 改善してほしいこと Q 7 外出範囲に加えてほしいこと	《利用者》 A 3 通学 25.3% 通院 15.7% 買物 15.3% 通所 13.3% A 6 範囲拡大 24.2% 利用回数増 22.2% ボランティア増加 19.6% A 7 余暇 48.9% 現行のまま 23.0% 通勤 13.3% 団体活動 13.3%
		《ボランティア》 Q 8 改善してほしいこと Q 9 外出範囲に加えてほしいこと	《ボランティア》 A 8 範囲拡大 36.9% 利用回数増 20.4% 奨励金見直し 8.9% A 9 余暇 44.1% 現行のまま 30.8% 団体活動 13.3%
		《取扱団体》 Q 6 改善してほしいこと Q 福祉有償運送との併用	《取扱団体》 A 6 4団体すべてがコーディネート支援策の強化を あげている。 A 特に通学・通所で車利用のニーズが高く、車による 支援策の検討が必要



「障害者の外出支援制度の見直し案」説明会



これまで、「ガイドヘルプ」、「ガイドボランティア」、「障害児通学支援」、「福祉パス」、「福祉タクシー券」などの障害者の外出支援制度について、当事者や障害福祉従事者らによる各種会議での議論や各事業の実態把握調査、またアンケート調査を実施してきました。

その検討を踏まえ、今回、「障害者の外出支援制度見直し案」としてまとめましたので、各区役所、行政サービスコーナー等での資料配布により意見募集を行うとともに、下記のとおり説明会を開催し、皆さまから御意見をいただきたいと考えています。

ぜひ、御参加ください。

1 日時・場所

	日	曜日	時間	会場	定員 (人)
第1回	7月12日	木	11時～13時	横浜ラポール・ラポールシアター	300
第2回	7月17日	火	18時30分～20時30分	福祉保健研修センターウィリング横浜・12F研修室	240
第3回	7月18日	水	11時～13時	かなっくホール（神奈川区民文化センター）・ホール	300
第4回	7月22日	日	11時～13時	横浜市健康福祉総合センター・4Fホール	300
第5回	7月24日	火	11時～13時	サンハート（旭区民文化センター）・ホール	300

※申込・参加費不要 当日直接会場へお越しください（先着順）。

※上記開始時間の15分前に開場する予定です（※「第2回7月17日ウィリング横浜」のみ、10分前の開場予定）。

※各回とも手話通訳及び筆記通訳があります。

※7月12日（木）の「横浜ラポール」以外の施設は、駐車場がありませんので、御了承ください。

2 主な内容（各回共通・予定）

- ・「障害者の外出支援制度の見直し案」に関する説明（60分）
- ・会場の皆さんとの意見交換（40分）

3 問合せ先

横浜市健康福祉局障害福祉課 電話 045-664-2625 FAX 045-671-3566

4 「障害者の外出支援制度見直し案」の内容

下記URLを御覧ください。

「<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/ikenboshu.html>」



※【会場へのアクセスは裏面記載】

5 会場へのアクセス

【横浜ラポール】

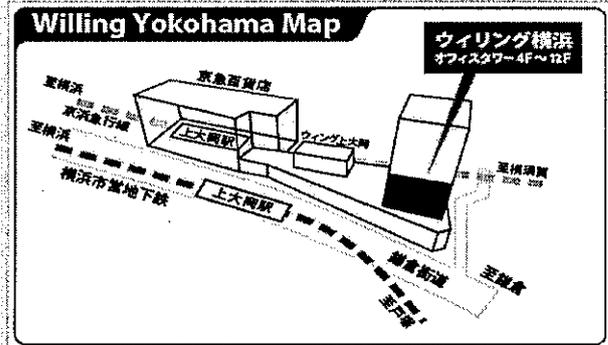
- ・所在地：横浜市港北区鳥山町 1752
- ・アクセス：JR/市営地下鉄「新横浜駅」
下車・徒歩 10分

※新横浜駅前(北口)から福祉バス(障害者優先)が運行されています。



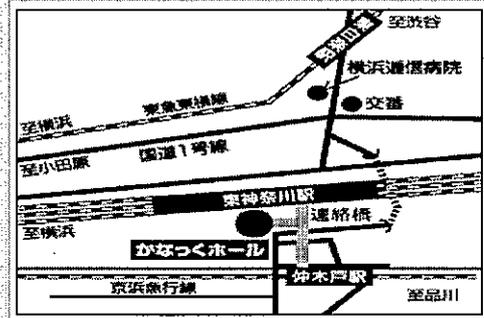
【ウィリング横浜】

- ・所在地：横浜市港南区上大岡西 1-6-1
ゆめおおおかオフィスタワー内
- ・アクセス：京浜急行/市営地下鉄「上大岡駅」下車・徒歩 3分



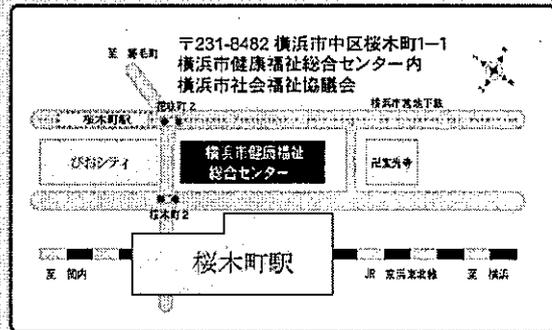
【かなつくホール】

- ・所在地：横浜市神奈川区東神奈川 1-10-1
- ・アクセス：JR「東神奈川駅」/京浜急行「仲木戸駅」下車・徒歩 1分
東急東横線「東白楽駅」下車・徒歩 10分



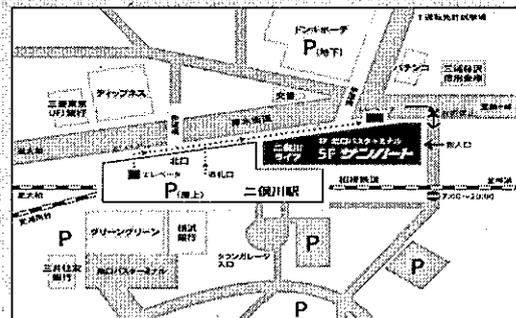
【横浜市健康福祉総合センター】

- ・所在地：横浜市中区桜木町 1-1
- ・アクセス：JR/市営地下鉄「桜木町駅」下車・徒歩 3分



【サンハート】

- ・所在地：横浜市旭区二俣川 1-3 二俣川ライフ 5F
- ・アクセス：相鉄本線「二俣川駅」下車 徒歩 2分





市民の皆様のご意見募集中！ ～障害者の外出支援について～



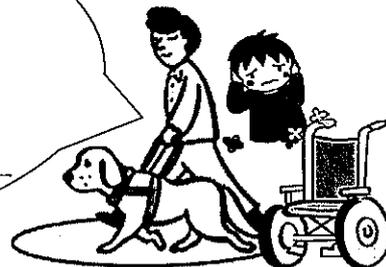
障害者手帳をお持ちでない方もぜひご意見ください

◆障害者は外出することに困難を感じています

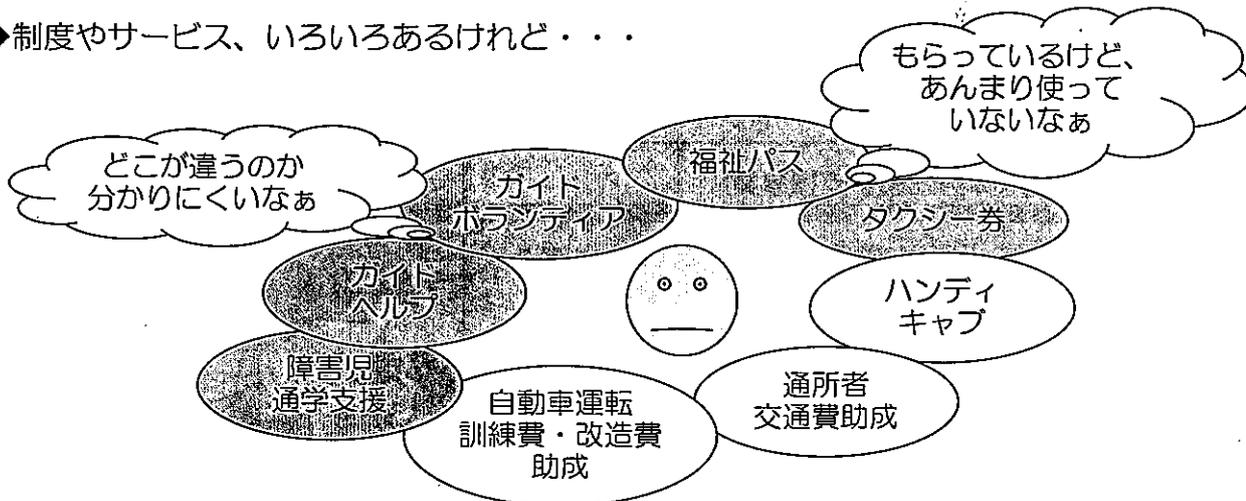
●日常生活で困っていること●

※「障害者プラン(第2期)」策定時のニーズ把握調査より
(平成21年度、回答件数10,354件)

- 《第1位》外出が困難 (971件)
- 《第2位》自分の意志が相手に伝わらない (957件)
- 《第3位》役所や病院、銀行などの手続きが難しい (917件)
- 《第4位》制度やサービスがわかりにくい (903件)
- 《第5位》外出する際、障害に配慮した場所が少ない (751件)



◆制度やサービス、いろいろあるけれど・・・



見直しを検討してきました。

- 当事者や障害者福祉従事者らによる各種会議での議論
- 各事業の実態把握調査やアンケートの実施
 - 〈平成21年度〉
 - ・福祉バス利用者アンケート調査
 - 〈平成22年度〉
 - ・福祉バス利用者意向調査
 - ・福祉タクシー券利用実態定量調査
 - 〈平成23年度〉
 - ・福祉タクシー券利用者アンケート調査
 - ・福祉バス利用実態調査
 - ・ガイドヘルプ利用者等アンケート調査
 - ・ガイドボランティア利用者等アンケート調査

見直し案へのご意見募集中！

意見募集期間：平成24年8月17日(金)まで

～この意見募集は、約1万人の障害者の方々（障害者手帳所持者約14万人の中から抽出）にも直接お送りしています～



横浜市健康福祉局

《現状と課題》 ～いろいろな外出支援制度～

※見直し対象の施策(制度)のみをピックアップしています

◆ガイドヘルプ◆(移動支援事業) 約12億7千2百万円

ヘルパー(有資格者)が外出に付き添い、介助を行うサービスです。

- 【対象者】・最重度の肢体不自由障害児・者
・知的障害児・者及び精神障害児・者
・重度の視覚障害児・者

【対象範囲(外出目的)】
日用品の買物や余暇等(通学・通所は不可)



◆ガイドボランティア◆(ガイドボランティア事業)

外出付添いを行うボランティア(一般市民)に、奨励金(謝金)が支払われるボランティア支援策です。

【対象者】ガイドヘルプとほぼ同じ

【対象範囲(外出目的)】
日用品の買物や通学・通所等(余暇は不可) 約6千5百万円

◆障害児通学支援◆(障害児通学支援事業)

養護学校等の通学路に「通学支援員」を配置し、生徒への見守り・声かけを行います。

【対象】
市内の特別支援学校・養護学校(主に知的障害)

約5千7百万円



◆福祉バス◆(福祉特別乗車券交付事業)

市内の路線バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインを無料で利用できる乗車券です。

- 【対象者】・身体障害児・者(重度～中度)
・知的障害児・者(愛の手帳B2以外)
・精神障害児・者(等級問わず)

約26億8千5百万円



◆福祉タクシー券◆(在宅重度障害者タクシー料金助成事業)

タクシー等に乗車する際、運賃や乗降介助料として使用できる1枚500円分(月に7枚まで)の割引券です。

- 【対象者】・重度の身体障害児・者
・重度の知的障害児・者

約3億7千2百万円



5事業の総額: 約44億5千万円(平成24年度予算額)

こういうこと、
困るなあ

・ヘルパーとボランティアって、何が違うの? 分かりづらいなあ。
・ヘルパーと一緒にいってもらえるのに、ボランティアには頼めないところがある。どちらにもいってもらえるようにしてほしい!

ずっと地域の人に見守ってもらえる仕組みがほしい!

・私は対象にならない。要件を拡大してほしい!
・使っていないのにもらっている人がいる。いいの?
・対象者が増えているみたいだけど、このまま今後も使えるのかな?

・月ごとに利用枚数の制限があって使いづらい!
・同じ障害なのに、もらっている人ともらえない人がいる。不公平じゃないの?

こんな制度に見直します!
必要な人に見直し
必要な人に必要な支援が行われる
使う人にとって分かりやすい制度
持続可能な安定した制度

◆ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援◆

案

・対象範囲を拡大します

ガイドヘルプ

「通学」「通所」の支援も対象とします。この「通学」「通所」については、新たに車両による送迎の仕組み、自力で通えるようにするための支援の仕組みもつくっていきます。

ガイドボランティア

「余暇」の支援も対象とします。また、障害児通学支援事業を取り込み、学校単位での通学見守りも支援対象とします。

・対象者を分かりやすくします

ガイドヘルプ

「全身性障害」(最重度の肢体不自由障害児・者)の定義を明確化します。

ガイドボランティア

視覚・肢体不自由障害児・者について、等級を問わず支援対象とします(現在は1・2級のみ)。

3・4ページへ

◆福祉バス、福祉タクシー券◆

案

・対象要件を見直します

福祉バス

愛の手帳B2所持者も交付対象とします。

福祉タクシー券

精神保健福祉手帳1級所持者も交付対象とします。また、施設入所者も交付対象とするなど対象要件を整理します。

・福祉タクシー券の月制限を撤廃します

月ごとの利用枚数制限を廃止し、通年で使用できるようにします。

・福祉バスに利用者負担を導入します

交付を希望する対象者には、全員一律の有料交付とします(年額3,200円)。

5・6ページへ

サービスの
拡充

2つの柱のバランスを
重視しながら、制度
全体を見直します

制度の
安定性・持続性

郵便はがき



2 3 1 8 6 9 1

横浜港支店郵便私書箱第86号
横浜市健康福祉局障害福祉課

障害者の外出支援についての
市民意見募集 担当 行

差出有効期限
平成24年8月17日まで
(切手不要)

ご意見欄

(ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援について)

(福祉バス、福祉タクシー券について)

(制度全体の見直しについて、その他ご自由に)

8月17日(金)までに投函してください。



市民意見募集 回答ハガキ

市民意見募集7ページにある設問をお読みいただき、
あなたのお考えにあてはまる番号を記入してください。

設問1 (複数可)		設問3 (1つ)	
設問2 (1つ)		設問4 (1つ)	

◆回答者について(番号1つに○)

- ①障害者本人 ②障害者の家族 ③その他

ここから下の設問は、回答者について①か②を選んだ方
のみお答えください

◆障害者本人の年齢(番号1つに○)

- ①未就学児 ②就学児 (小・中・高)
③18歳以上30歳未満 ④30代 ⑤40代
⑥50代 ⑦60代 ⑧70代以上

◆障害者本人の障害者手帳と等級(あてはまる番号に○)

[身体障害者手帳]

- ①1級 ②2級 ③3級 ④4級 ⑤5級 ⑥6級

[愛の手帳]

- ⑦A1 ⑧A2 ⑨B1 ⑩B2

[精神障害者保健福祉手帳]

- ⑪1級 ⑫2級 ⑬3級

[その他]

- ⑭どの手帳も持っていない

ご意見・ご要望等は、表の「ご意見欄」へご記入ください。
～ご協力ありがとうございました～

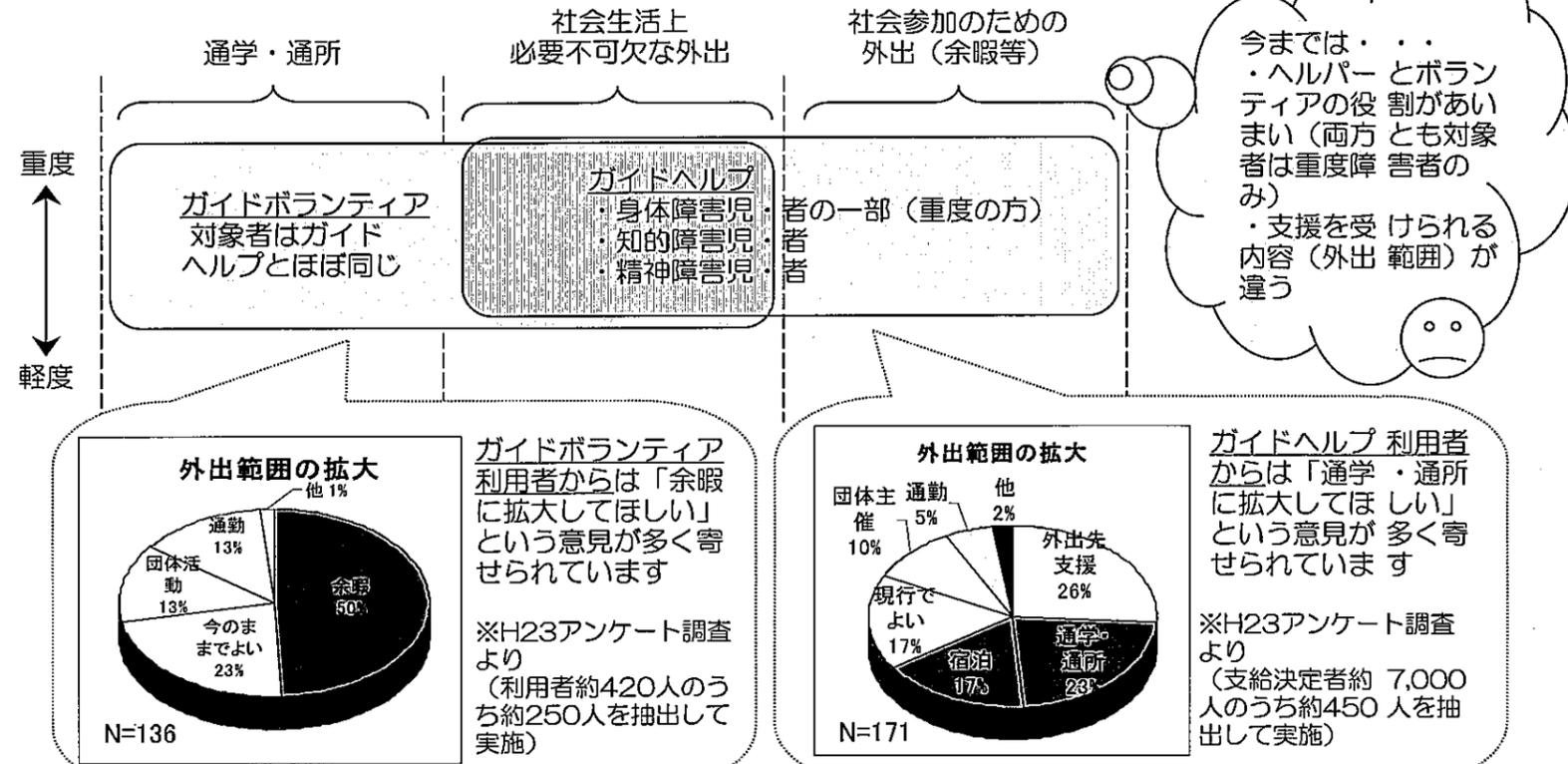
～ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援～ (案)



◆ガイドヘルプとガイドボランティア◆
 ・ヘルパー（資格が必須）とボランティア（無資格で可）なのに、支援する対象者（障害者）はほぼ同じ。
 ・ヘルパーは、通学・通所の支援は×、余暇の支援は○。
 ・ボランティアは、通学・通所の支援は○、余暇の支援は×。 ……分かりづらい点が多い！

◆障害児通学支援◆
 ・雇用ではなく地域のかによる見守りの仕組みづくりが必要。

◆対象者を拡大します。また、対象者を分かりやすくします



◆共通：人材不足の解消策に引き続き取り組みます

- ・ガイドヘルパー研修受講料助成
- ・ガイドヘルパースキルアップ研修、サービス提供責任者研修
- ・ガイドボランティア研修
- …など

◆ガイドヘルプ：資格要件を緩和します

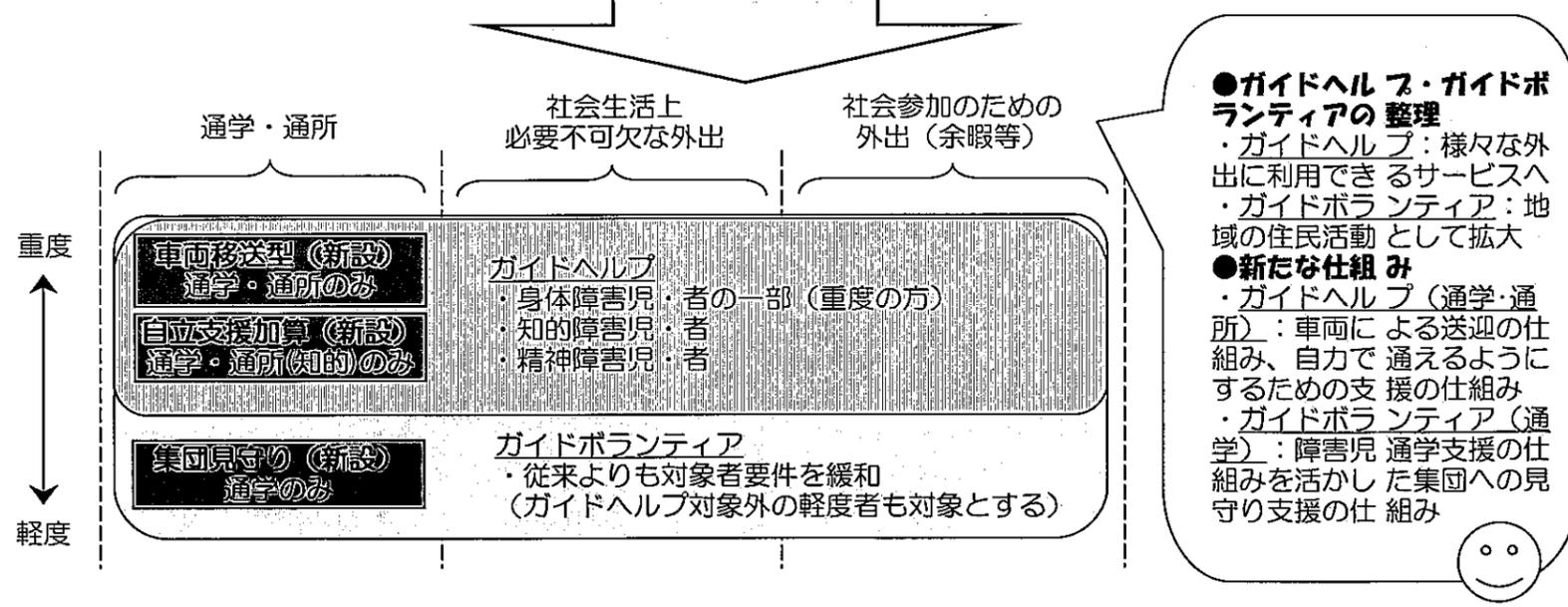
アンケート調査（全事業所約350社に実施）で要望の多かった「資格の緩和」を一部実施します。
 【緩和対象】 全身性障害者に対するサービス提供者資格
 〈現行〉 いずれか必須
 ・全身性障害者ガイドヘルパー
 ・重度訪問介護従業者
 ・日常生活支援従業者
 〈変更後〉 介護福祉士又はヘルパー1級のみでも可（左記の必須資格はヘルパー2級のみ）

◆ガイドボランティア：報告や支払方法を分かりやすくします

より気軽にボランティア活動に参加していただくため、奨励金は一律500円（市営バス1往復分の交通費¥420+α程度）とし、報告の方法も簡素化します。

〈現行〉		〈変更後〉
一般利用	通学・通所利用	一律
障害種別により 1,450円・1,900円 (交通費込)	障害種別によらず 500円 (交通費別)	500円

分かりやすい制度へ
 (対象者や対象範囲、基準時間の考え方を明確化)



サービスの拡充 ← 2つの柱のバランス!! → 制度の安定性・持続性

◆ガイドヘルプ：月の基準時間の考え方を明確にします

〈現行〉 基準時間：月48時間（18歳以上の場合）
 〈変更後〉 基準時間：月30時間（18歳以上の場合）
 ※社会生活上必要不可欠な外出（通学・通所を含む）のみで月に30時間以上利用すると認められた場合のみ、48時間程度の利用を可とします

平成24年2月 審査実績	合計 利用者数	合計 利用時間数	平均 利用時間
	3,848	51,750	13.4時間

※基準時間の考え方※
 現在の平均利用時間13.4時間+
 範囲拡大等による利用時間の増加
 (約2倍)+α= 30時間/月

◆ガイドヘルプ：新制度に対応した報酬体系とします

新たな仕組みの創設に合わせた報酬設定を行います

◆ガイドボランティア：福祉有償運送との併用を不可とします

ボランティア支援策であるため、福祉有償運送サービスとは明確に区別します

◆ガイドボランティア：奨励金（謝金）を一律にします

※上記参照

◆障害児通学支援：雇用ではなくボランティア制度に統合します

※ガイドボランティア活動の一環として継続

～福祉パス、福祉タクシー券～ (案)

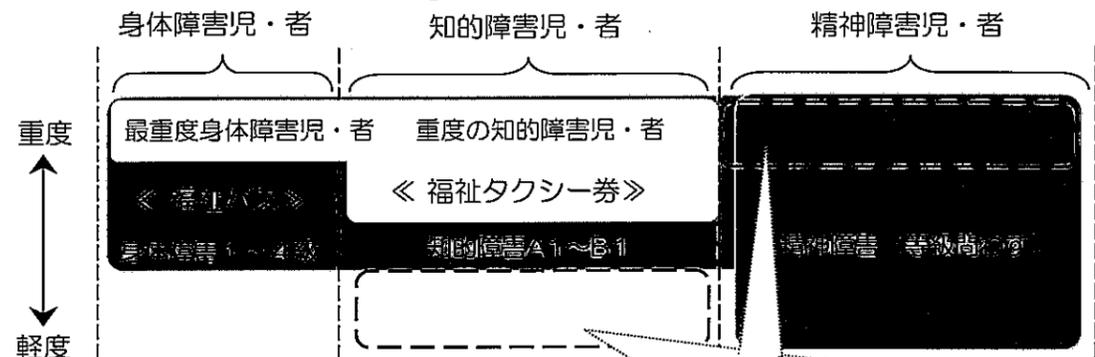
課題

◆福祉パスと福祉タクシー券◆
・対象要件が分かりにくく、不公平感が生じている。

◆福祉パス◆
・対象者は増加する一方で、安定的な制度の持続が望まれている。

◆福祉タクシー券◆
・利用制限（月の使用枚数7枚まで）があり、使いたいときに使えない。

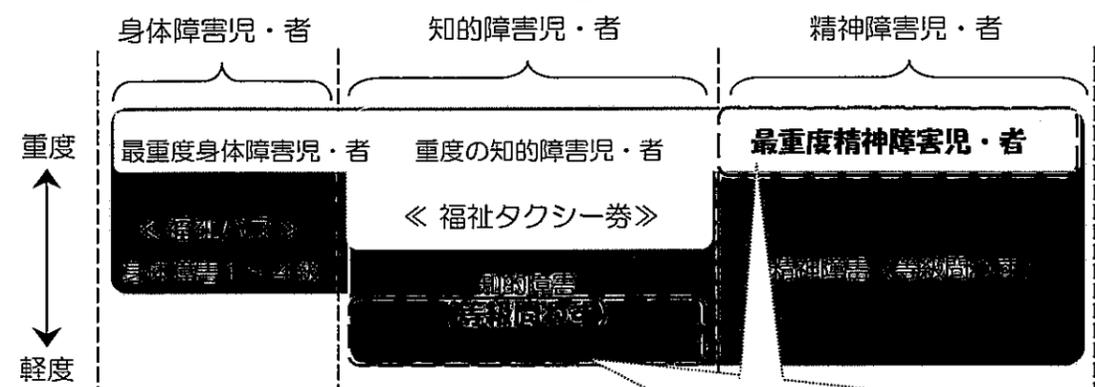
◆対象要件を見直します



福祉パス利用希望者からは・・・
・精神障害者はどの等級でももらえるのに、知的障害者はなぜB2（IQ51～75）だけが対象外なのか？

福祉タクシー券利用希望者からは・・・
・精神障害者の最重度である1級がなぜ対象外なのか？
・施設入所していると、福祉パスだけしかもらえない。（施設入所者は福祉タクシー券対象外）
・65歳以上で身体障害者手帳をもらったため対象外と言われたが、同じ状況でもらっている人がいる。（H17.3.31以前の手帳取得者は経過措置により交付対象）

分かりやすい制度へ（対象者を明確化）



対象者要件等をより分かりやすくし、使いたい人が使える制度にします

- ◆福祉パス：愛の手帳（知的障害）B2所持者にも拡大します
- ◆福祉タクシー券：
 - ・精神保健福祉手帳（精神障害）1級所持者にも拡大します
 - ・現在対象外の施設入所者にも拡大します
 - ・経過措置（H17.3.31以前に65歳以上で身体障害者手帳を取得された方への交付）を終了します

◆福祉タクシー券の月制限を撤廃します

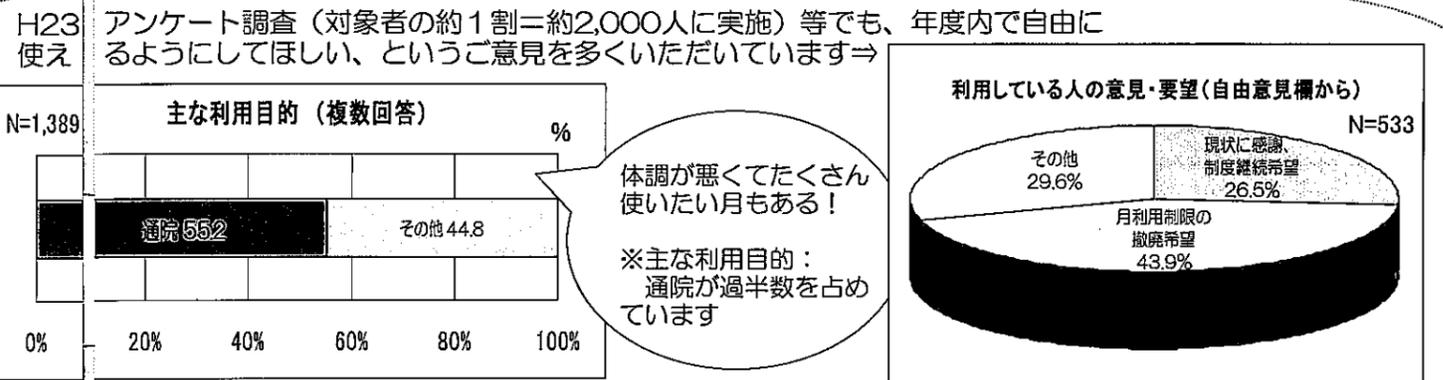
●平成21年度まで●
1枚630円×72枚
1乗車1枚
年度内自由に使用可

1乗車で複数枚使えるようにしてほしい！

●平成22年度から●
1枚500円×84枚
1乗車7枚まで
月に7枚まで使用可

年度内で自由に使えるようにしてほしい！

●見直し案●
1枚500円×84枚
1乗車7枚まで使用可
年度内自由に使用可

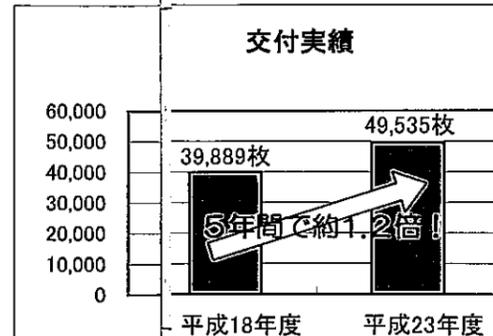


サービスの拡充

2つの柱のバランス!!

制度の安定性・持続性

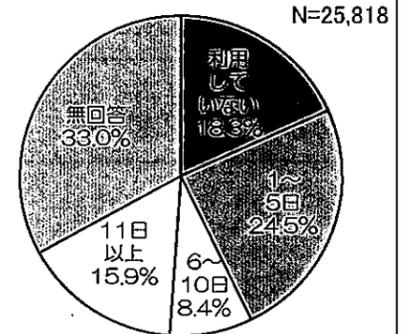
◆福祉パスに利用者負担を導入します（一律、年額3,200円）



交付枚数(交付者)、事業費(市税)は年々増え続けています
1枚あたり5万円以上の経費!

福祉パスをもらっているけれども「利用していない」「月に1～5日」しか利用していない方が全体の4割以上を占めています
※H22アンケート調査より（全交付者約48,000人に実施）

月の平均利用日数



交付の適正化（使う人にだけ渡す）と安定した制度継続へ

なぜ3,200円？

年額3,200円 ÷ 12か月 = 約267円/月

敬老特別乗車証の利用者負担金（生活保護受給者層を含む最低金額）と同額

障害者割引（身体障害者手帳、愛の手帳）を利用した場合のバス片道運賃（110円）×3回分よりも安い

以下の設問について、それぞれあてはまる番号を選び、回答ハガキの回答欄に記入してください。
回答済ハガキは、8月17日(金)までに投函してください(郵送料はかかりません)。

【設問1】 掲載している制度のどれを利用していますか又は利用していましたか
(複数回答可)

- ① ガイドヘルプ ② ガイドボランティア ③ 障害児通学支援 ④ 福祉パス
⑤ 福祉タクシー券 ⑥ どれも利用していない ⑦ どれも知らない

【設問2】 ガイドヘルプ、ガイドボランティア、障害児通学支援の見直しの考え方について、
どう思いますか(いずれか一つ) ※見直し案は3・4ページ参照

- ① よく理解できる ② おおむね理解できる
③ あまり理解できない ④ 全く理解できない

【設問3】 福祉パス、福祉タクシー券の見直しの考え方について、どう思いますか
(いずれか一つ) ※見直し案は5・6ページ参照

- ① よく理解できる ② おおむね理解できる
③ あまり理解できない ④ 全く理解できない

【設問4】 障害者の外出支援制度は、市民の税金によって運営されています。
今回、横浜市では、対象範囲の拡大など、必要な人に必要な支援が行われることと、
ある程度の負担や制限によって、持続可能で安定した制度となることのバランスを重視
しながら制度全体の見直しを考えています。
この考え方について、どう思いますか(いずれか一つ) ※全体の概要は1・2ページ参照

- ① よく理解できる ② おおむね理解できる
③ あまり理解できない ④ 全く理解できない

◆ご回答は、回答ハガキにご記入ください。
制度に関するご意見等は、ハガキ表面の「ご意見欄」にお願いします。

～ご協力ありがとうございました～

◆市民の皆さま向けの説明会も開催しています。

詳しくは市ホームページへ↓

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/gaishutsu/ikenboshu.html>

意見募集期間：平成24年8月17日(金)まで



横浜市健康福祉局障害福祉課
TEL: 045-664-2625 / FAX: 045-671-3566